

知的創造活動と 知的財産

～私たちの暮らしを支えるために～



独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training



知的創造活動と 知的財産

Contents

1P 私たちの生活を豊かにする知的財産

5P 特許・実用新案

9P 意匠

13P 商標

17P 著作権

私たちの生活を豊かにする知的財産



身の回りの気づき
(問題の発見)

知的創造活動
による解決

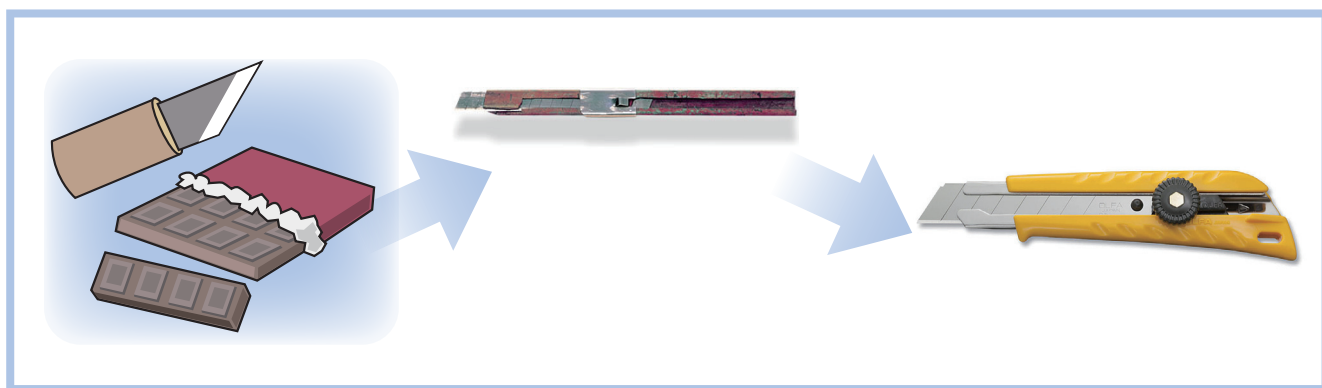
商品化

生活を豊かに

人々の創造活動により 生まれる知的財産

パソコン、テレビ、携帯電話、文房具など、皆さんの身の回りに当たり前のようにあるものは、すべて人々の創造活動により生まれたものです。

例えば、オルファ株式会社という会社の創業者が作ったカッターナイフは、切れ味が悪くなったら刃先を折って、新しい刃先を使えるようにしたものです。では、この刃先を折るという発想は、どのようにして生み出されたのでしょうか？



◆ 板チョコの形状をヒントにした発明

オルファのカッターナイフは、開発者が、紙を切る仕事をしている人々から、使用しているナイフの切れ味がすぐに悪くなるとの話を聞いたことをきっかけに、開発が始まりました。

開発者は、「よく切れるナイフを作る」という課題に対して、昔の人が割ったガラスを使ってものを切る際、切れ味が悪くなったら、またガラスを割って切れ味を良くしていたことにヒントを得て、「折れる」ナイフの刃を作ろうとしました。

金属で出来た刃を上手に折ることは技術的に容易なことではありませんでしたが、**板チョコの形状にヒントを得て、ナイフの刃に切れ込みを入れること**

で「折れる」ナイフの刃というアイデアの実現に成功したのです。

この例のように、様々な課題を解決するために様々な人が創造活動に取り組んでいる結果、便利な商品が開発され、世の中を豊かにしています。そして、このような人間の知的な創造活動の結果生まれたものは、「**知的財産**」と呼ばれ、権利として保護される対象になります。

◆ 「折る刃」から「OLFAへ」

この刃先をポキポキ折ることができるカッターナイフは世界で最初に作られたものでしたが、最初はほとんど売れなかったそうです。消費者が新しい商品の便利さに気付かなかったことはもちろんで

すが、有名な会社の商品でもなければ、聞いたことのある商品名でもないものを売るのには、実は簡単なことではないのです。

そこで、開発者は、より品質がよく、使いやすいカッターナイフの開発を続けるとともにデザインの改良も進めました。

また、「折る刃」を元に商品名を「OLFA」と名付け、会社名も「岡田工業」から「オルファ」に変更するなど、ブランド力を高める工夫をしました。その結果、オルファのカッターナイフは世の中に浸透し今では世界中の人が使っています。

◆ 商品購入の決め手の一つである「ブランド」「デザイン」

「オルファ」のカッターナイフを世の中に広めたのは、刃先を折ることができ、常にその切れ味が良いという使いやすさを実現したアイデアや技術に加え、「オルファ」という商品名・企業名のブランド力や商品のデザインでした。実際、皆さんがモノを選ぶときにも、その商品の性能や価格だけでなく、企業名あるいは商品名といったブランドや商品のデザインも決め手になっているのではないのでしょうか。このように技術やアイデアだけでなく、ブランドやデザインも知的財産の一種なのです。

コラム

鉛筆のように簡単に消せるペン

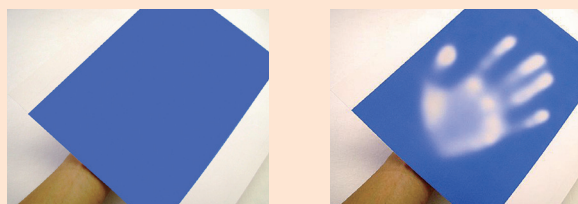
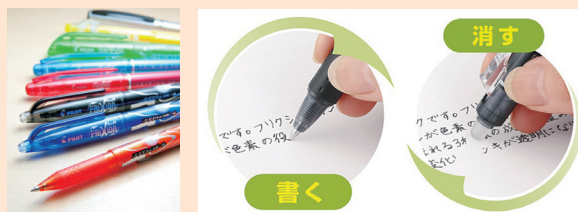
パイロットのフリクションボール

身の回りの課題から商品化を実現した事例をもう一つ紹介します。鉛筆のように簡単に消すことができるボールペン「フリクションボール」です。

フリクションボールは、上から修正テープを貼る、あるいは、消しゴムで文字部分を削るという書かれた文字を消す従来の方法ではなく、ペンに付いているゴムのボールで擦ることにより、摩擦熱でインキの色を消し、文字を消すことを可能にしています。

この商品の材料は、開発者が、もみじの濃い緑色が真っ赤に変化する様子を見て感動を覚えたことがきっかけで生まれました。この色変化を創ってみたいという開発者の思いから、熱で色が変化する「メタモカラー」という材料が生まれました。その後、ボールペンで書いた文字を消せるようにできないかという話を聞いた開発

者は、「メタモカラー」が使えないかと考えました。世の中のニーズと開発者の思いと技術が結びつき、その後の色々な試行錯誤の結果、摩擦熱で文字を消す「フリクションボール」が誕生したのです。



出所：特許庁「現代の発明家から次世代へのリレーメッセージ」、パイロットHPなど

◆ 失敗も創造活動の一つ

新しいものを創造するということは、そのどれをとっても簡単なことではありません。失敗を繰り返

し、試行錯誤の末に新しいものを創造することができるのです。

また、失敗から思わぬ新しいものが創造されることもあります。

コラム

失敗作から生まれた大ヒット商品

ポスト・イット® ノート

皆さんの身の回りにあるふせん紙。これは元々3M(スリーエムと読みます)という会社が開発したものです。元々開発者が会社からの指示を受けて、接着力の強い接着剤を作ろうとしている中で、「よくつくけれど、簡単に剥がれてしまう」接着剤ができました。会社の要求と違うので、この接着剤は失敗作です。通常こうした失敗作は棄ててしまうのですが、開発者はこの接着剤は何かに使えるに違いないと思い、多くの人に紹介し、アイデアを求めました。その後、簡単に貼ったり剥がしたりできる機能を備えた新しいメモやノートを実現するために、

試行錯誤をくり返しなが、この接着剤を使った、大ヒット商品のポスト・イット® ノートは生まれました。



出所：住友スリーエムウェブサイトなど

人々の創造活動を支援するとともに世の中を便利にしていく「知的財産制度」

◆ アイデア、デザイン、ブランドなどを守る「知的財産制度」

これまで見てきた商品は、いずれも大変な努力や失敗の積み重ねで生まれたものです。こうした人々の創造活動を支援し、人々が生み出した発明などを財産として保護するための制度が「知的財産制度」です。

知的財産制度には様々なものがあり、それぞれ「法律」によってその内容が定められています。

「オルファ」のカッターナイフの例ですと、刃をポキポキと折ることができるというアイデアは、「特許法」や「実用新案法」で守られます。カッターナイフのデザインは「意匠法」、商品の名称は「商標法」で守られます。これら「特許法」、「実用新案法」、「意匠法」、「商標法」の四法は、「産業財産権法」とも呼ばれます。また、産業財産権法のほかには、アニメ、漫画、音楽などの著作物を保護し、文化の発展に繋げていく「著作権法」などがあります。

◆ 創造活動は、一人一人の「気づき」と「思い」から始まる

これまで見てきたように、一人一人が「これって不便だな、なんとかならないかな」と気づき、「こうしたらもっと良くなるのに」と考え、解決手段を生み出し、世の中を便利にしていきました。

創造活動は、一人一人の「気づき」と「思い」から始まります。そして創造活動を支援し、世の中を豊かにするための制度として「知的財産制度」があるのです。

皆さんも、もう一度身の回りを見回してみませんか？

産業財産権が使われている身近な製品の例

特許・実用新案

濡れた傘をスムーズに袋にいれることができる発明「傘ぼん」(新倉計量器 株)



特許第2562806号

意匠

機能を重視して生まれた「超立体®マスク」(ユニ・チャーム 株)



意匠第0972250号

商標

世界的なロングセラーうま味調味料「味の素®」(味の素 株)

味の素

商標第641075号



著作権で保護される著作物の例



コラム

国の産業発展と生活の向上に大きく貢献した豊田佐吉

1867年(慶応3年)生まれの豊田佐吉は、少年時代、新聞・書物を読み、国家や社会について深く考え、国を豊かにする事業がしたいという思いを抱くようになりました。18歳を迎えた頃、特許法の前身である専売特許条例という法律が整備されると、佐吉は自らの一生を創造活動に捧げることを決意します。そして、努力の末に、1890年に豊田式木製人力織機を発明します。

その後、更なる努力の末に、現在は機械遺産に

も認定されている「G型自動織機」を発明・完成させました。これにより、自動織機を製造する豊田自動織機はとても大きな会社になりました。

さらに、佐吉はこれに満足することなく、自動織機を通じて得た利益を惜しみなく自動車の開発に投じました。佐吉が設立した会社は、今のトヨタ自動車へと発展し、世界中の人々の便利な生活を支えています。

出所：豊田自動織機HPなど

特許・実用新案



特許制度とは、「発明」を広く公開して、発明を利用できるようにするとともに、発明をした者の権利を守ることで、発明をする意欲を高めて、産業の発達を目指すものです。

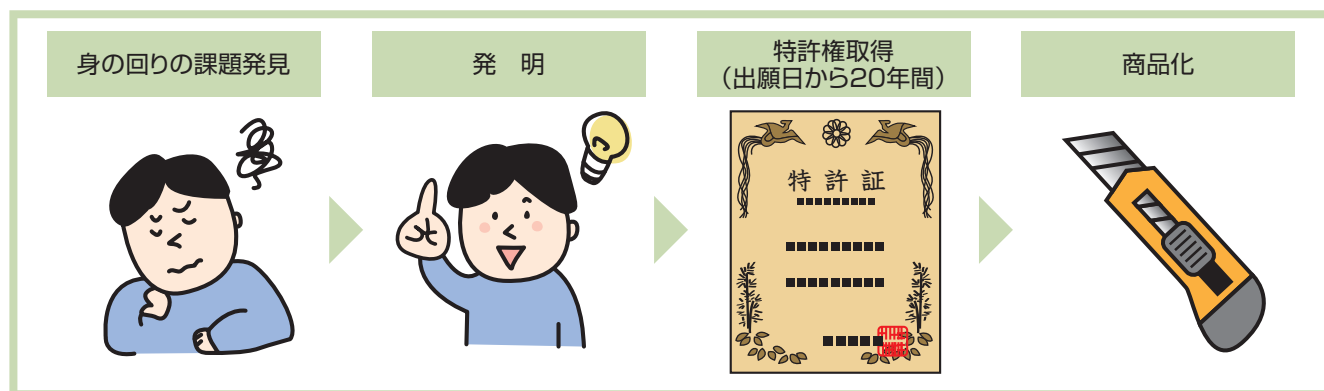
発明やアイデアを守る特許・実用新案制度

◆ 特許制度は発明の意欲を高めるもの

例えば、あなたが多くの努力と費用によって発明を生み出し、それを何らかの商品にして販売することを考えているとしましょう。この時、誰かがあなたの発明を勝手に利用し、同じ商品を販売してしまったらどうでしょうか。せっかくのあなたのアイデアを活かした商品が売れなくなってしまうかもしれません。そうすると、あなたの努力もつぎ込んだ費用も全て水の泡となってしまう大きな損害を被ることになります。

このため、こうしたことを防止するような仕組みがなければ、発明者は自分の発明を公にせず秘密にしておこうと思ってしまうのではないのでしょうか。また、そもそも発明をしようとする意欲自体が失われてしまうかもしれません。人々の創作活動の積み重ねが技術の進歩に繋がり、人々の生活を便利なものとしていくことを考えると、これは大変困ったことです。

そこで、特許制度では、発明をした者に、**自分の発明を一定期間(出願日から20年間)独占的に使える権利=特許権**を与えるということによって、発明の保護を図っています。発明を保護することで人々の発明意欲を高めているのです。



◆ 特許制度は発明の利用を促進するもの

特許制度のもう一つの特徴に、**発明の公開**というものがあります。これは、出願された発明の内容を一定期間後に一般に公開するもので、こうすることで他の人(第三者)が同じような研究開発に不要な時間

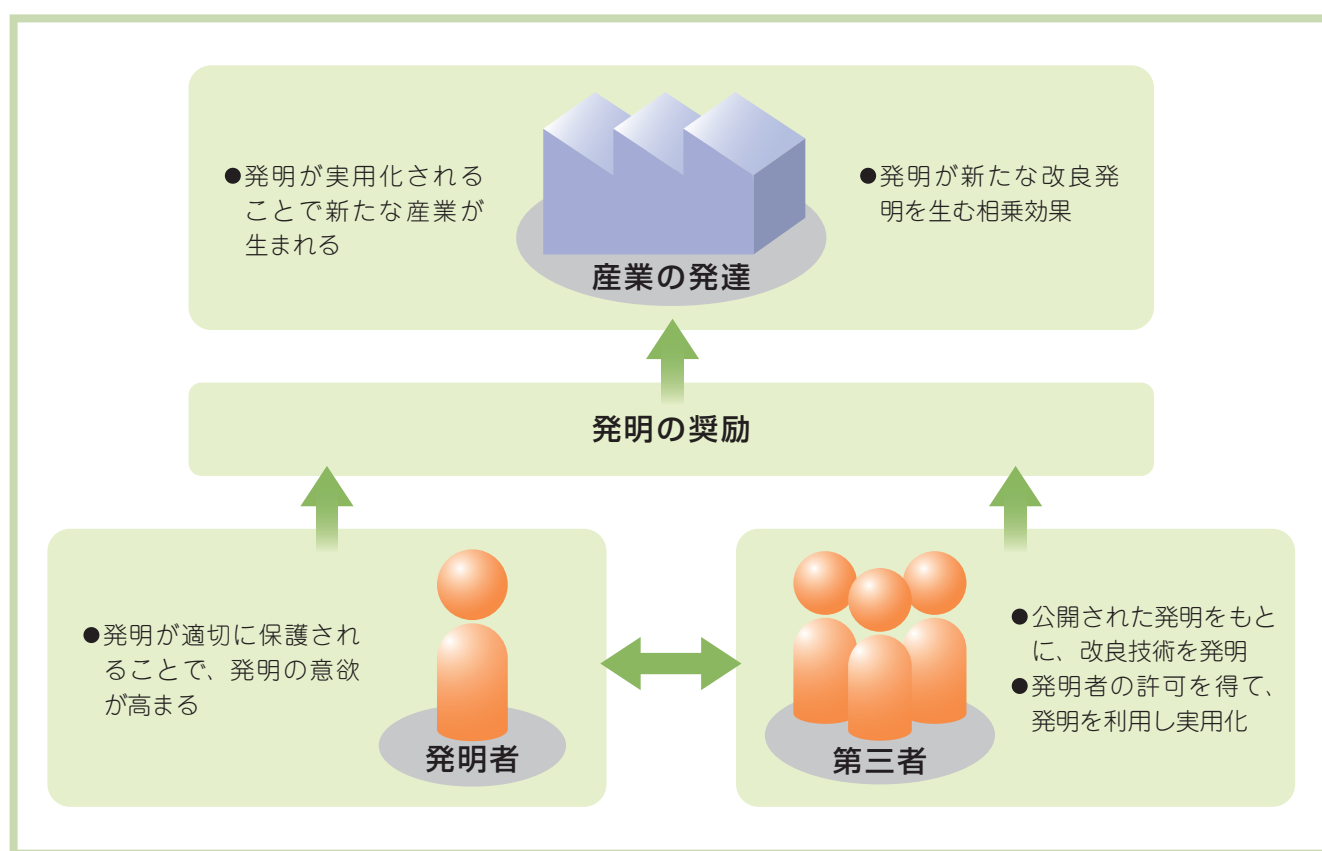
と費用をつぎ込まなくて済むようにしています。また、公開された発明を見た他の人がそれを基に新たな発明を生み出したり、発明した人から許可をもらってその発明を利用したりすることもできるようになります。このように、特許制度では発明の内容を公開することで発明の利用を促進しているのです。

◆ 特許制度の目的

特許制度は、発明をした人に特許権を与えて発明を保護するとともに発明の内容を公開し、他の人にこの公開された発明を利用する機会を与えることとしています。

特許法第1条に「この法律は、発明の保護及び利用

を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」とされている通り、特許制度は、特許権を得た発明者と、その特許権により制約を受ける他の人の利用との間のバランスをとりつつ、発明する意欲を高めて技術の進歩を図り、ひいては産業の発達につなげていくことを目的としています。



◆ 実用新案とは

日本には、特許制度とよく似た「**実用新案制度**」というものがあります。**実用新案制度は、特許制度が保護対象とする「発明」よりも比較的高度でない「考案」を対象とし、手続き面でも簡略化されています。**

また、特許制度は形ある物(物品)だけでなく「方法」、例えば、ある物の製造方法も対象となりますが、

実用新案制度の対象は物品だけであり、方法は対象となりません。他にも、特許権の存続期間が出願日から20年であるのに対し、実用新案権の存続期間は出願日から10年であるといった違いもあります。

実用新案の登録は、特許の登録ほど時間も費用もかからないため、特に個人による発明やすぐに時代遅れになってしまう技術などの保護に役立っています。

その発明、 ほんとうに特許になるの？

◆ 発明＝特許ではない？

「発明」という言葉は、一般的には「新規な物や方法」を指しますが、このような発明が何でも特許になり得るかという、そうではありません。

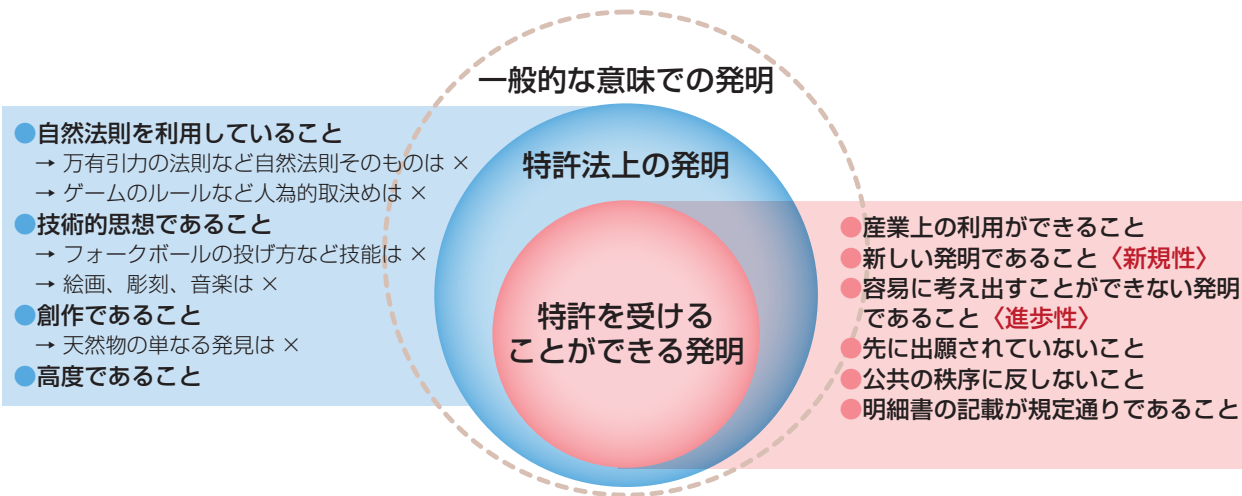
なぜかという、特許権を取得した人は、権利を受けた発明を独占的に使うことができますが、これはつまり、他の人はその発明を勝手に使うことができ

なくなるということです。こうした他の人への影響も考慮し、特許制度は、産業の発達という目的から考えて特許権を与えることがふさわしい発明にだけ、特許権を与えることにし、そのための条件を特許法に規定しています。

ではどういった発明が特許になるのでしょうか。発明のうち、特許法上の「発明」の定義に当てはまり、かつ、特許法上で「特許を受けることができる発明」の要件を充たすものだけが、特許を受けることができます。

特許を受けることができる発明

自然法則を利用していること、技術的思想であること等の特許法上の発明の定義に該当し、かつ、新規性や進歩性といった要件を充たす発明が、特許を受けることができます。



新規性・進歩性について

特許を受けることができるかどうかという要件のうち、「新規性」と「進歩性」について雪見だいふくを例に考えてみます。

新規性とは、「その発明が出願前に公然に知られていないこと、そして実施されていないこと」を意味します。また、進歩性とは、「その発明が属する技術分野の通常の知識を有する者が容易に考えつくものではないこと」を意味します。

雪見だいふくの場合、アイスクリームを「冷凍しても固くならないよう改良した餅のような皮」で、「直接」かつ「全面を包み込む」商品は当時としては過去に例がなかったため新規性があり、また同業他社が容易に考えつくものではないため、進歩性がありました。



発明を特許にしたいと思ったら、特許庁への出願が必要！

◆ 特許を取るには特許庁への出願が必要

特許権を取得するためには、まず発明の内容を文書に書き起こし(明細書)、特許庁に提出(出願)する必要があります。特許庁に出願した者は「出願人」と呼ばれます。

その後、特許庁で書類に不備がないかや、新規性といった要件を全て満たしているかどうかの審査が行われ、問題がなければ特許庁から**特許査定**(特許として認めるとの決定)がされます。そして、出願人が特許料を納付すると、出願した発明が特許として登録され、**特許権**が発生します。特許権の有効期間は出願から20年間です。

審査において出願が特許の要件を満たしていないと判断されると、その理由を記した「**拒絶理由通知**」が出願人に送られてきます。これに対して、出願人は

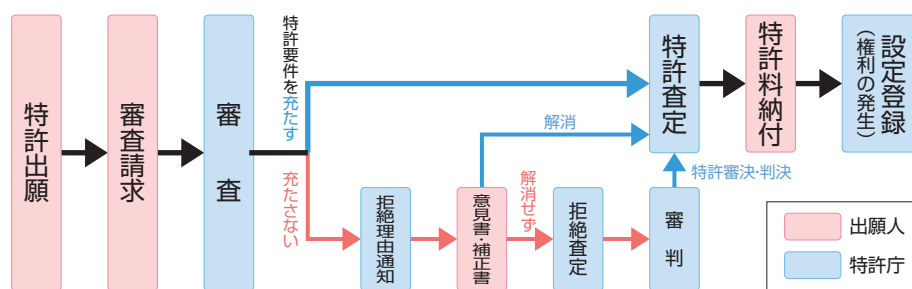
意見書(拒絶の理由に対する意見)または補正書(出願内容の訂正)を提出することができ、これによって拒絶理由が解消されれば、特許査定が出されます。

意見書等によっても拒絶の理由が解消されない場合、特許庁から**拒絶査定**(特許として認めないとの決定)がされます。この結果に不服がある場合、出願人は特許庁に審判請求(もう一度特許になるか否かの判断を求めるもの)することができ、審判の結果に不服がある場合には、さらに裁判所に訴えることもできます。

発明を特許にするためには色々と手続も多く、ややこしいと思うかもしれませんが、こうした手続をサポートする職業として「**弁理士**」という職業があります。皆さんが発明をしたと思ったら、それが特許になるかどうか、また特許にするためにはどうしたらよいか、弁理士に相談することも一案です。

高校生や中学生が特許権・実用新案権を取得した発明・考案も多数あります。

特許の出願から登録までの流れ



特許証の例



植物の品種はどのように守られる?(品種登録制度)

皆さんが日ごろ食べている米や野菜、果物の中には、いわゆる発明に近い性格を持つものがあります。農家や企業の努力により品種改良を重ねて作られた、イチゴの「とちおとめ」などがそうです。

このような植物の新品種は特許制度と似た「**品種登録制度**」によって保護されています。品種登録制度とは、種苗法によって定められた制度で、植物の新たな品種の育成・登録をした者に、その新品種を利用する独占的な権利(**育成者権**)を与えるものです。

意匠



意匠制度とは、物品の意匠(デザイン)を保護し、創作を奨励することにより、産業の発展を目指すものです。

デザインを保護する意匠制度

◆ 意匠制度はデザインの創作を奨励するもの

皆さんの身の周りには、実にたくさんの「**デザイン**」が存在しています。例えば、皆さんが持っている筆箱や、その中にあるボールペンはデザインされたものですし、通学に使っているバスや自転車等もデザインされたものです。さらには、皆さんが普段口にしてのお菓子の形もデザインです。

デザインは、物のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を探求し、商品の価値を高めるものですから、身の周りの道具類のほとんどはデザインされたものだと言えるでしょう。

デザインは、実物を目にすれば誰でも簡単に真似ができてしまうため、新しく創作したデザインを創作者の財産として保護することがとても重要です。

このデザインを保護することを通じて新しいデザインの創作を奨励し、これにより優れたデザインを持つ製品を増やし、国民生活を豊かにすることを目的とする仕組みが、意匠制度です。

意匠制度においてデザインは「**意匠**」と定義されており、出願、審査等を経て特許庁に登録された意匠は、登録から20年の間保護されます。なお、意匠法では第1条において、意匠制度の目的を、「**意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする**」と規定しています。

意匠制度で保護されているデザインの例



ステレオヘッドホンMDR-XB900
(意匠登録第1394079号、他)



アニマルラバーバンド(輪ゴム)
(意匠登録第1397477号、他)



新幹線500系
(意匠登録第994835号)

意匠制度について

◆ 意匠登録を受けられるデザインとは

特許制度と同様に、意匠制度でも、一般的な意味でのデザインが全て保護の対象となるわけではありません。意匠法で定義された「意匠」に当てはまる必要があります。かつ、工業上利用できるといった登録要件を充たさなければなりません。

例えば、意匠法上の「意匠」とされるためには、「物品」のデザインである必要があります。このため、不動産である建築物や花火などは保護の対象外となっています。

また、意匠制度は、産業の発達を目的に定められている制度なので、工業上利用できることなどが登録の要件とされています。例えば、量産できないもの（盆栽や観葉植物）や著作物（絵画や彫刻）は保護の対象外です。

意匠法上の意匠(デザイン)

1. 物品と認められるもの（建築物、花火、噴水等は×）
2. 物品自体の形態（ナプキンをたたんで創った花は、ナプキン自体の形態とは認められない）
3. 視覚に訴えるもの
4. 視覚を通じて美感を起こさせるもの
（「美感」とは、美しさを要求するものではなく、視覚に訴える物品の形態）

意匠の登録要件

1. 工業上利用できるもの（量産できないものや純粋美術は×）
2. 新しいデザインであること（新規性）
3. 容易に創作されたものでないこと（創作非容易性）
4. 公序良俗に反しないこと
5. 先に出願された意匠がないこと 等

大ヒット商品のデザイン

世界中で大ヒットしている商品は、機能面だけでなく、デザインも優れている場合が多くあります。アップル社のiPhoneもそのうちの一つです。

iPhoneを製造・販売しているアップル社は米国の企業ですが、日本の特許庁にも出願して意匠権を取得しています。このように、他の国で販売する場合には、それぞれの国で意匠権を取得し、デザインを保護することも可能です。

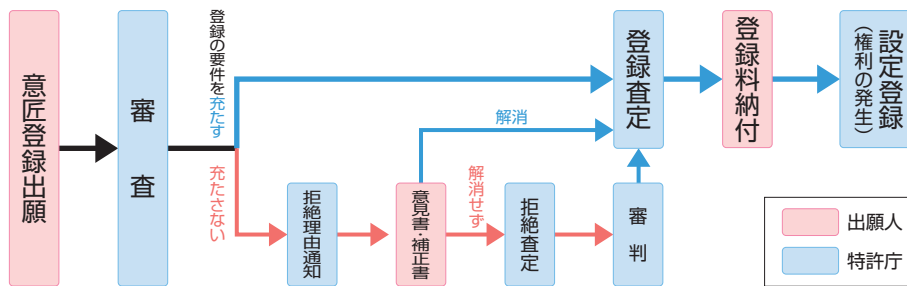


◆ 意匠権を取得するためには

意匠権を取得するためには、特許庁への出願手

続が必要です。意匠権の出願から登録までの流れは、特許の場合とほぼ同様であり、下図の通りとなります。

意匠登録出願から登録までの流れ



意匠登録証の例



意匠の図面

意匠制度では、出願の際に意匠を記載した「図面」の提出が必要です。

意匠出願の際に提出する図面には、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図の6種の図をもって意匠を表します。また、これらで意匠が十分に表現できないときは、展開図、断面図、斜視図などを加えることも認められています。

株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント「PlayStation® Vita」の意匠画面



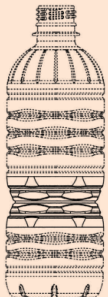
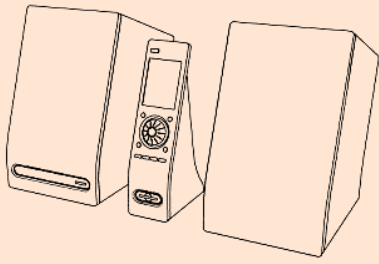
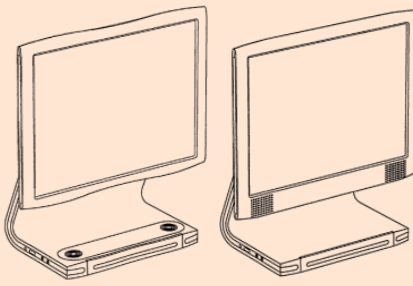
意匠登録第1439440号

コラム

特殊な意匠登録

意匠制度には、物品の部品に係る意匠を保護する「**部分意匠制度**」、製品の開発途中で生じたバリエーションの意匠を保護する「**関連意匠制度**」、セットものの意匠を保護する「**組物の意匠**」

といった、特殊な意匠登録の方法があります。また、企業戦略上の理由等で秘密にしておきたい意匠については、図面などの権利内容を一定期間秘密にできる「**秘密意匠制度**」があります。」

部分意匠の例	組物の意匠の例	関連意匠の例
 <p>ボトル(中央のくびれが部分意匠) 意匠登録第1329280号 ※ミネラルウォーター「いろはす」の パッケージを権利化したもの</p>	 <p>パナソニック 一組のオーディオ機器セット 意匠登録第1329394号</p>	 <p>ディスプレイ機付き電子計算機用演算制御機 (左が本意匠、右が関連意匠) 意匠登録第1075393号(左)、第1075674号(右)</p>

特許権・意匠権を取得しよう!

デザインパテントコンテスト
パテントコンテスト

文部科学省、特許庁、日本弁理士会、工業所有権情報・研修館では、毎年、高校生、高等専門学校生及び大学等の学生を対象とした、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストを開催しています。このコンテストでは、応募された発明・デザインのうち優秀なものを出願支援対象として選考し、表彰します。表彰された応募者は、実際に特許庁に出願することで、特許権・意匠権の取得までの手続を実体験することができます。また、出願の際には、弁理士のアドバイスや出願等に必要経費の支援を受けることができます。

これまで数多くの学生・生徒が特許権・意匠権を取得しており、中には実際に製品化されたものもあります。

受賞作品例

平成22年度
デザインパテントコンテスト
「椅子」

ネジや釘を使用しないため、組み立て・分解が簡単な椅子。各構成片の形状・寸法が似ているので、重ね合わせてスペースを取らずに収納することができます。

(意匠登録第1429104号)



商標



商標制度とは、「商標」を保護することで、商品・サービス(役務)を販売・提供する企業(事業者)の業務における信用を保護して、産業の発達に貢献するとともに、商品、サービスを購入・利用する消費者を保護するものです。

事業者と消費者を守る商標制度

◆ 商標制度は事業者の信用の維持を図るもの

お店で売られているほぼ全ての商品には、**企業のマーク**や**商品の名称**が描かれています。例えば、お菓子であれば、「森永製菓」といった会社の名称や「チョコボール」といった商品の名称が、ポータブル音楽プレーヤーであれば、「SONY」といった会社の名称や「WALKMAN(ウォークマン)」といった商品の名称が表示されています。

このような、事業を行う人が自分の取り扱う商品・サービス(役務)を他人のものと区別するために使用するマークや商品の名称は、「**商標**」と呼ばれています。

事業者は、商品・サービスに「商標」をつけることによって、自社の商品・サービスであることをアピールしています。そして、事業者が営業努力によって商品

やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることによって、商標に「信頼がおける」「安心して買える」といった**ブランド**のイメージがついてきます。こうした「商標」を一つの目印として、私たちは商品を購入したりサービスを利用することができるのです。このため、商標は「ものを言わぬセールスマン」と表現されることもあり、商品やサービスの顔として、重要な役割を担っています。

商標は、事業者の営業努力や消費者の信用が積み重なったものなので、他の人に勝手に使用されないよう保護することが、事業者にとっても、また、その商標を信用する消費者にとっても重要です。このため、商標制度は、このような事業者が商品やサービスにつける商標を保護することにより、商標を使用する者の**業務上の信用の維持を図ることを通じて、産業の発達に寄与するとともに需要者(=消費者)の利益を保護することを目的**としています。



商標登録第3059927号

河合塾

商標登録第3140751号



商標登録第4939119号



商標登録第4153602号

商標制度について

◆ 商標登録を受けられるマークとは

商標とは、自社の商品・サービスを示すためのマークですが、そのようなマークがすべて商標登録

を受けられるかというとはそうではありません。

商標法上で定義された商標であり、かつ、登録の要件をすべて満たしているものだけが商標登録を受けることができます。

商標法上の商標

1. 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合
(商標法上では、これらを「標章」と呼ぶ)
2. 標章であって、次のもの
 - ① 業として、商品を生産等する者がその商品について使用するもの
 - ② 業として、サービス(役務)を提供等し、その役務について使用するもの

商標の登録を受けられないもの

1. 自己と他人の商品・サービス(役務)を区別することができないもの(普通名称や品質表示などは×)
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの
(国旗や国際機関などのマーク等と紛らわしいものは×)
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの(有名人の芸名などは×)

身近な商標の例

インターネット通信販売大手の「アマゾン」のことはご存知でしょうか。アマゾンを利用している方(または家族の方が利用している方)は、右のようなロゴを目にすることも多いでしょう。実はこのロゴも、特許庁に登録された商標の一つです。

アマゾンのロゴマークは、1文字目の「a」と、4文字目の「z」を矢印が繋ぐ形となっており、「aからzまで、何でも買える」というメッセージが込められています。このように、企業のロゴには、その企業の特徴や大事にするメッセージが込められている場合も多く、それがその企業のブランドイメージづくりについて、重要な役割を担っているのです。

アマゾン ロゴマーク



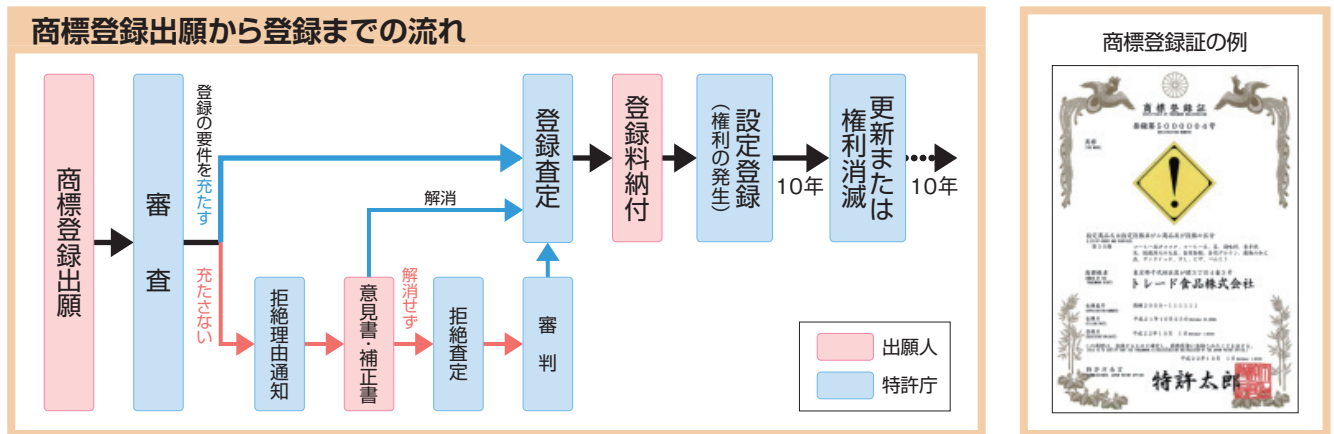
国際登録 756850 A

※ Amazon、アマゾン、および Amazon ロゴは Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

◆ 商標権を取得するためには

商標登録を受けるためには、特許庁への出願手続

が必要です。商標の出願から登録までの流れは、特許や意匠の場合とほぼ同様であり、下図の通りとなります。



商標制度の特徴的な点は、その商標を使う商品・サービスを指定して登録を求めることです。

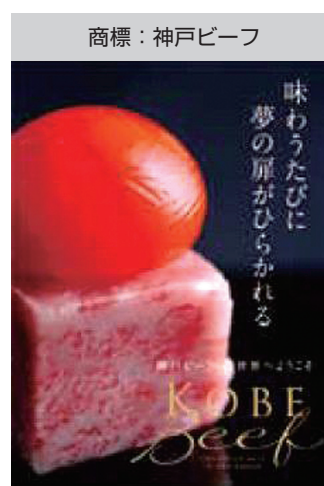
また、権利の存続期間は設定登録から10年と定められていますが、商標を保護するのは商標に蓄積

された信用を保護することが目的であることから、その商標の使用が続く限り、存続期間を**更新**して保護を受け続けることも可能になっています。

地域団体商標

地域団体商標とは、地域ブランドを地域で自ら守り、育てていくことを促進するために、地域の名称及び商品又はサービスの名称の組み合わせからなる商標を一定の条件で保護する制度です。

現在、約500件が登録されています。



商標登録第5068214号



商標登録第5009422号

企業の努力を
損なう模倣品

ある会社が時間とお金をかけ、苦勞して製品を作り上げたとします。もしそれが、その会社の知らないところで見た目だけそっくりにマネされ、品質の悪い模倣品(ニセモノ)として販売されたとしたら、いったいどうなるのでしょうか。その会社の製品だと信じて購入してしまった人は、その品質の悪さからその会社へ悪いイメージを持つかもしれません。また、模倣品は本物より大幅に安く売られることが多いので、この会社の製品が売れなくなってしまうかもしれません。

このように、模倣品は創作者の努力を損なうものであり、違法なものです。日本の企業は、このような模倣品の存在に長らく頭を悩ませてきました。

たとえば、おもちゃメーカーのバンダイでは、特に国外での模倣品被害が大きく、毎年約120億円の損失を被っていると言われています。

■バンダイのプラモデルと模倣品



※右が模倣品。模倣品は組み立てに8時間要したうえ(本物は2時間で完成)、部品の不足等で最終的に完成しなかった。

消費者にも
悪影響

模倣品は、企業だけでなく消費者にも悪影響を及ぼします。例えば、電化製品の模倣品には、ほんの数回使っただけで壊れるものや初めから動作しないものもあります。こうした模倣品を間違えて買ってしまった消費者にとって、この様な買い物は損失でしかありません。さらに、模倣品は安全性が確保されていないため、食品や医薬品の模倣品であれば、購入した消費者が健康被害にあってしまうかもしれません。

このように企業にも消費者にも悪影響を及ぼす模倣品ですが、被害を無くすためには、みなさんが意識して模倣品を買わないように心がけることも重要です。

ニセモノは、
買わない！
騙されない！
持ち込まない！

ご注意

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、日本への持ち込みが禁止されています。海外旅行でニセモノ被害に遭わないために、しっかり知識を持ちましょう。

税関

FAKE ZERO PROJECT

税関における
取り締まり

海外で買った模倣品を日本へ持ち込むことも当然禁じられています。税関検査によって、知的財産を侵害すると疑われるものが見つければ、それが知的財産を侵害しているかどうかを判断するための手続き(認定手続)が開始されます。この手続きにより侵害していると判断されれば、税関により没収され、日本へ持ち込むことはできません。

また、場合によっては、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金といった、厳しい罰則が科されることもあります。(関税法第109条第2項)

著作権



著作権制度とは、著作物等を保護することで、文化の発展を促すものです。誰もが著作作者となる可能性があり、また誰もが他人の著作権を侵害してしまう可能性もあります。そのため、他人の創作活動やその成果である著作物を尊重することが大切です。

文化の発展を促す著作権制度

◆ 身近に溢れている著作物

既に触れたように、例えば小説・漫画、作詞・作曲、絵画・イラスト、彫刻、映画・映像、写真等は全て**著作物**です。皆さんは日常的にこれらに接しているのではないのでしょうか。こうした**著作物等を保護する仕組みが著作権法**なのです。著作権法というと、小説家や漫画家、作詞家・作曲家等、創作活動を職業としている人のものであると思うかもしれませんが、皆さんが、自分で小説や漫画を執筆したり、作詞・作曲をしたりすれば、皆さんも著作作者となるのです。このように著作物は大変身近なものであり、日頃からお互いの創作を尊重するという意識を持つ必要があります。

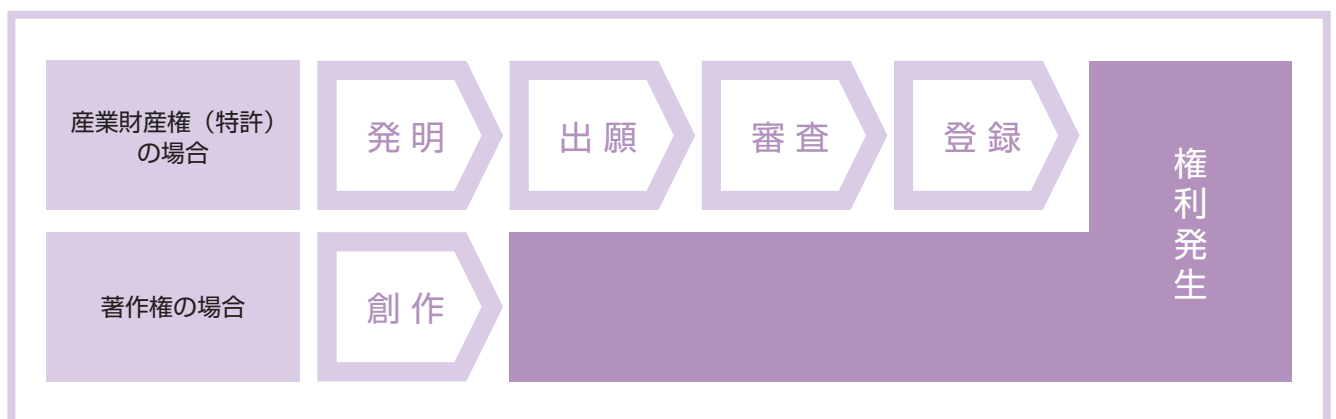
◆ 著作権制度の目的

著作権は、創作されたものを保護するという点で

は、特許権や意匠権などの産業財産権と似ています。しかしながら、著作権は**文化の発展**を目的としており、産業の発達を目的とした産業財産権とは、その目的が少し異なります。

そのため、著作権法によって保護される著作物についても「**思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」とされており、「文化」の領域のものに限られます。

また、産業財産権との大きな違いとして、独自に創作したものには著作権はおよばないことが挙げられます。つまり、他者の著作物の真似や複製は許されないけれども、自分で独自に創作し、結果として他者の著作物に似たものとなったのであれば、著作権侵害とはなりません。さらに、著作権法では、**著作物が創作された時から自動的に権利が発生し、原則として著作作者の死後50年間権利が保護**されることとなっており、特許権や意匠権に比べて権利期間が長くなっています。



著作権法によって保護される著作物

1. 思想又は感情を表現したもの(単なるデータ等は不可)
2. 思想又は感情を創作的に表現したもの(他人の作品の模倣や単なる事実の表現は不可)
3. 表現されたもの(何らかの形で表現されていないアイデア、ひらめきは不可)
4. 文芸、学術、美術又は音楽(工業製品等は不可)

産業財産権との相違

1. 著作権は登録等をしなくても、創作した時点で権利が発生します。
2. 権利が発生すれば保護され、原則として著作者の死後も50年間保護が存続します。
3. 著作権法は、美術工芸品等のデザインを保護している点で意匠法と類似性がありますが、意匠法はあくまで工業上利用できるデザインを保護するもので、文化の領域の著作物を保護する著作権法とは大きく異なります。

コラム

活躍する高校生

高校生も応募可能な文芸コンクールや作詞・作曲コンクール、絵画や写真コンクールは数多くあり、皆さんの周りにも積極的に創作活動を行っている人もいないでしょうか。

こうした創作活動によって文化の発展が促されている訳ですが、中には応募した創作物が評価され、小説が商業出版されたり、作品が雑誌等で紹介されている高校生もいます。



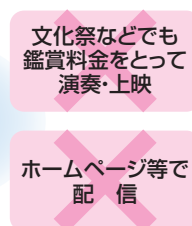
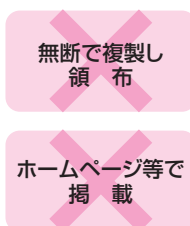
身近な問題である著作権侵害

◆ 著作権の侵害とは？

著作物や著作権があまりに身近なものであるため、普段はあまり意識していない人も多いと思います。

ですが、他人の著作物を利用するには、その著作権者の了解を得ることが必要です。無断で他人の著作物を利用することは著作権の侵害にあたり、私的に利用する場合や学校における教育活動で利用する場合等を除いて、著作権法はこれを犯罪行為と位置づけています。

著作権の侵害になる例



◆ 違法ダウンロードとは

身近な音楽・映画等にも著作権があり、著作権者に無断で作品を利用することはできません。個人的な利用のためにコピーを取ったり、パソコンにデータを取り込んだりすることは著作権者の了解を得なくても良いことになってはいますが、これを勝手にインターネット上に掲載するなどして、他人が閲覧・利用出来るようにすることはできません。

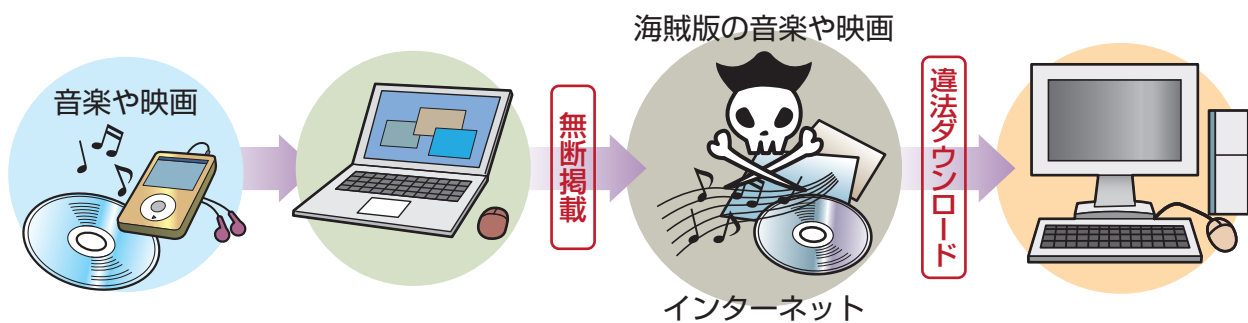
このように著作権者に無断でインターネット上に掲載されたものは「**海賊版**」と呼ばれており、海賊版であると知っていてこれをダウンロードする

ことは違法なことで、「**違法ダウンロード**」と呼ばれています。

特に音楽や映画については、CDやDVDとして販売されますので、違法ダウンロードが横行すれば、CDやDVDが売れなくなり、著作者であるアーティストに収入が入らなくなります。そうなれば、新しい作品の創造や、アーティストの卵を育成することも出来なくなり、文化の発展に悪影響を与えてしまいます。

そこで、特にCDやDVD等の形で売られている音楽や映画を、海賊版であると知りながらダウンロードすることについては、刑事罰の対象となります。

違法ダウンロード



高校生が巻き込まれた著作権を巡るトラブル

著作物は身近に溢れており、皆さんも日頃から様々な著作物に触れていると思います。日頃から著作者を尊重していれば大きなトラブルが起こることは希ですが、過去には高校生がトラブルに巻き込まれた事例もあります。

自宅のパソコンをつかって、自分のブログサイトを開設していた高校生が、人気漫画をブログサイトに無断掲載し、ブログを閲覧した人がこの人気漫画を無料かつ自由にダウンロードできるようにしたという事件が実際にありました。この高校生は、大量の漫画(何千冊分)を無断掲載していたことや、この漫画の無断掲載によってブログサイトのアクセス数を増やしたことで、広告収入を得ていたことなどから、著作権法違反の疑いで逮捕されることになりました。

このように自らのブログサイトのアクセス数を増やしたい、結果として広告収入を得たいという身勝手な行動によって、本来尊重すべき著作者の権利を侵害するという行為は、社会的にも法的にも非難される行為であるという認識を持つことが大切です。

著作権も重要な財産

小説・漫画、作詞・作曲、絵画・イラスト、彫刻、映画・映像、写真等の著作物の中には商業的に利用されているものも多く、書店に行けば小説や漫画が書籍として販売されていますし、音楽や映画等もCDやDVDとして販売されています。また最近では、インターネット上で小説や漫画のデータや音楽や映画のデータのみを購入することも増えています。

こうした著作物は、生活の必需品であり、皆さんも書籍やCDやDVD等を購入する機会は少なくないと思います。産業の視点から考えるとこうした著作物（コンテンツとも呼ばれています）を創作した著作者

や著作物を商業的に取り扱っている出版社、レコード会社、映画会社等は、大きな産業の1つとなっています（「**コンテンツ産業**」と呼ばれます）。また日本のコンテンツは、様々な国にも輸出されており、今では日本を代表する産業の1つにもなっています。

日本の文化である著作物を海外に輸出することで、経済的な利益を得るだけでなく、日本に対する理解が深まることは素晴らしいことですが、一方で海外でも日本の著作物を無断で複製した海賊版が数多く出回っており、問題となっています。

日本だけでなく、世界中の人々が著作者の創作活動を尊重し、著作権を保護することが、文化の発展に寄与するのです。

海外に輸出される日本のコンテンツ

日本のコンテンツは世界中に輸出されています。例えば日本のアニメーションも人気コンテンツの1つですが、世界で放映されているテレビアニメーションの約6割が日本製であるとも言われています。

例えばアメリカでは2010年3月時点で3本の日本のアニメーションが地上波で放送されており、ケーブルテレビでは、29本が放送されています。

またコンテンツは、映像だけでなく、ゲームソフトやDVD、おもちゃ等の関連商品にも用いられています。

出所：JETRO「米国におけるコンテンツ市場の実態(2010-2011)」

著作物の「複製」と「引用」

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画等の方法で他人の著作物をコピーすることで、著作者の許諾がなければ自由に行うことはできません。但し、家庭内で私的に利用する場合や、自分の著作物の中に取り込む場合（「引用」といいます）には、著作者に許諾を得る必要がありません。しかし、引用をする際には、以下のような点に注意しなければなりません。

- ① 公表されている著作物であること
- ② 他人の著作物を引用する必然性があること
- ③ かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること
- ④ 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体となっていること）
- ⑤ 出所の明示がなされていること

皆さんもレポートを書いたりするとき、他人の書籍やレポートなどに書かれている事項を紹介する場面に直面することがあると思いますが、このような点に注意をして引用をするようにしましょう。

【INPITブックレット1】

知的財産に関する学習用資料検討委員会

委員

(敬称略50音順)

委員長 / 角田 政芳	東海大学法科大学院 実務法学研究科	教授
委員 / 安藤 新	指宿市立指宿商業高等学校	教諭
委員 / 笠井 貴伸	東海大学付属第五高等学校	教諭
委員 / 勘原 利幸	香川県立三豊工業高等学校	主幹教諭
委員 / 陳内 秀樹	長崎県立島原農業高等学校	教諭
委員 / 世良 清	三重県立津商業高等学校	教諭

企画・発行



独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3
TEL:03-5512-1202(人材育成部)



発行日 2013年2月